刑訴予備令和５－２１肢エ

第１　肢の結論

正しい

第２　訴因変更の可否，公訴事実の同一性の判断

１　問題の所在

日時，場所，方法を特定した覚せい剤使用の訴因（２５６条３項）を，別の日時，場所，方法の覚醒剤の訴因に変更したい。このような訴因変更は認められるか。いずれの訴因も被告人の尿中から検出された同一の覚醒剤の使用行為に関する場合，公訴事実の同一性（３１２条１項）が認められるか，訴因変更の可否が問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

本件のような場合，公訴事実の同一性の範囲内である。したがって，訴因変更は可能である。よって，許されるとする肢は正しい。

（２）理由

ア．公訴事実の同一性の判断

公訴事実の同一性の判断は，①基本的事実の同一性（両立）と②犯罪の単一性（非両立）で行う。理由は以下の通りである。公訴事実は，訴因変更の画する限界である。一連の手続は被疑事実をもとに行われており，日時，場所，方法などあまりにも違う場合，手続の前提を欠く以上，訴因変更は許されないとするべきである。また，訴因変更を行う前後で両立する場合，併合罪（刑法４５条）として処理すべきであるので，１つの手続を使って目的を達成することは適さないからである。

イ．具体的検討

確かに，本件の場合，日時，場所，方法が訴因変更の前後で異なる。したがって，①基本的事実が異なり，②事実大きく異なる以上，両訴因が両立してしまう。このように，①②も不適切となり，公訴事実の同一性が認められず，訴因変更は許されないとも思える。しかし，不当である。仮に訴因変更ができないとすると，事実が変わったら再度，最初からやり直しということになってしまう。裁判の迅速性（憲法３７条）の要請に反し不当である。特に覚醒剤使用は，被害者もいなく，密行性が高い犯罪類型である。

事実が異なる本件のような場合も，手続上想定される。実務上，迅速に処理できるように訴因変更を認めるべきである。

一般的に公訴事実の同一性の判断で，①基本的事実の同一性，②犯罪事実の単一性（非両立）を求めたのは，不当処罰を防止して，被告人を保護するためである。日時，場所，方法は異なるが，同一尿内の覚醒剤の使用であれば，当初の手続の中で防御の機会は与えられている。したがって，被告人にとって，不意打ちがないので，①基本的事実は，同一である。また②最終使用ということであれば，両訴因は非両立関係に立つ。よって，公訴事実の同一性が認められ，変更は可能であると解するのが相当である。

以上